

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS(太平洋軍備撤廃運動:Pacific Campaign for Disarmament and Security)／平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号:00280-0 38075 加入者:平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

56・57 97/11/15

¥200

「マレーシア決議案」再び国連に

NWC(核兵器禁止条約)の98年交渉開始を 日本政府の投票態度が決定的に重要

核兵器の違法性と各国政府による核兵器廃絶のための条約交渉の義務を述べた国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を踏まえて、核兵器禁止条約(NWC)の98年中の交渉開始を求める決議案が、10月31日に国連に提出された。45カ国が共同提案国であり、昨年同様にマレーシアが代表となった。昨年の同様な決議に対して、日本政府は棄権投票を行った。日本が今年どのような態度をとるかが、核軍縮に決定的な意味をもつ。

昨年の決議

昨年のマレーシア決議案(本誌第33号に全訳)は、97年中に「NWCの早期締結にいたる交渉開始」を求めるものであった。決議は昨年の12月10日、国連総会で賛成115、反対22、棄権32で圧倒的多数で採択された(くわしくは本誌第36・37号参照)。しかし、その内容は実行されることなく1年が経過した。

日本政府はこの決議に棄権投票を行い、ICJの勧告的意見を生かそうとする世界の反核運動に水をさす働きをした。もちろん、NATO(北大西洋条約)加盟国が、その拘束によって反対投票をしたのに比べればましであったと言える。西側諸国の中で棄権投票をしたのは、オ

ストラリア、オーストリア、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェーなど比較的ハト的な国々であった。とはいっても、ヒロシマ・ナガサキを体験した日本が、棄権をしたことは人類的な日本の責任をふみにじるものであった。

昨年、PCDSが外務省で説明を聴いたことによれば、マレーシア決議案に日本政府が棄権した理由は、

①日本の安全保障は米国の核抑止に依存している、

②核兵器国はNWCの交渉に反対しており、核兵器国が賛成がえられない決議は無意味である、
③核兵器廃絶には一歩一歩可能なことの積み重ねの方が有効である、
というものであった。

今年の決議案

いま開会中の今年の第52国連総会に、マレーシアを代表とする45カ国が、同

米未臨界核実験

次は「ブーメラン」

米エネルギー省の広報官によると、米国の3回目の未臨界核実験の準備がネバダ核実験場で「着々と進んでいる」。実験は記号名で「ブーメラン」と呼ばれ、ロスアラモス研究所が担当する。時期は来年の早い時期と予想されている。4回目はリバモア研究所が担当し、「バグパイプ」(スコットランドなどの皮袋製の楽器のこと)と呼ばれる。

現在、未臨界核実験に使われているネバダ核実験場のU1a施設では、地下

300メートルに掘られた横穴に小室を掘る作業が進行している。この小室で高性能火薬とプルトニウムなどの核物質を用いた爆発実験が行われ、実験で放射能汚染された小室はそのまま放棄される。すでに1回目の「リバウンド」(97年7月2日)と2回目の「ホログ」(同9月18日)がこの方式で行われた。「バグパイプ」のあと98年の9月末までにさらに2回の未臨界核実験を行うことをエネルギー省は予定している。M

◆ロシア核政策
4~5ページ
◆解説:自衛隊海外活動の法的枠組み 6ページ

第52国連総会にむけたマレーシア決議草案

(決議草案 A/C.1/52/L.371。97年10月31日提出)

核兵器による威嚇とその使用の合法性に関する 国際司法裁判所の勧告的意見

総会は、

1994年12月15日の総会決議49/75Kと1996年12月10日の総会決議51/45Mを想起し、

核兵器の存続は全人類に脅威となり、その使用は地球上の全生命に破滅的な結果をもたらすであろうと確信するとともに、核兵器による破滅を防ぐ唯一の完全な防衛は、核兵器の廃棄と二度と再び生産されることがないという確証であることを認識し、

核軍備競争の早期の停止と核軍備の縮小に関する効果的な措置について誠実に交渉しなければならないという、核兵器不拡散条約第VI条に規定された、厳肅なる各国の義務に思いをいたし、

核兵器不拡散条約の1995年の再検討・見直し会議において採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目的」、とりわけ、核兵器国による核兵器の廃棄という究極的目標の下に、核兵器の世界的な削減のための系統的で前進的努力を断固として追求するという目的を想起し、

また、1996年9月10日に、総会決議50/245において包括的核実験禁止条約が採択されたことを想起し、

南極条約、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、パンコク条約、およびペリンダバ条約

(共同提案国)アルジェリア、バングラデシュ、ブラジル、ブルネイ、ブルンジ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、フィジー、ガーナ、ギニア、ホンジュラス、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ケニア、ラオス、マラウイ、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、モンゴリア、ミャンマー、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、パプア・ニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、サモア、サン・マリノ、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、スー丹、タイ、タンザニア、ウルグアイ、ベトナム、ジンバブエ

様な決議案を第1委員会に提出した(10月31日)。上欄に全訳を掲げた。

昨年の決議文と比較して今年の案は、昨年棄権投票した西側諸国に賛成票をうながすような配慮がなされている。第一に、米国の核軍縮の努力を不十分であると一蹴するのではなくて、削減努力に「留意」してその促進を要請し、第二に、インドなどが主張している、ある定められた時間内の核廃絶を求める「時間を区切った最終的な核兵器の廃棄」という文言を、「具体的な時間枠をもって核兵器を完全廃棄するための段階的計画」という緩やかな表現に改めた。第二の点は、NGOである「アボリション2000」ネットワークが作成したNWC・モデル条約や、非同盟28カ国の行動プランを念頭

によって、徐々に全南半球とこれらの条約でカバーされる隣接区域が非核地帯となっていることを満足をもって認識し、

核兵器をもっと多く保有している国家(複数)が、二国間協定や一方的措置によって貯蔵核兵器の削減努力を行っていることに留意するとともに、そのような努力を強化して貯蔵核兵器の意味のある削減を加速させることを要請し、

非核兵器国に対して核兵器による威嚇や使用を行わないことを保証する、多国間で交渉され法的に拘束力のある協約の必要性を認識し、

唯一の多国間軍縮交渉の場としての軍縮会議(CD)の中心的な役割を再確認するとともに、1997年の軍縮会議(CD)において軍縮交渉、とりわけ核軍縮交渉に進展がなかったことを残念に思い、

軍縮会議(CD)が、具体的な時間枠をもって核兵器を完全廃棄するための段階的計画について交渉を開始する必要性を強調し、

有効な国際的管理の下に、核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、威嚇、および使用を法的な拘束力をもって禁止し、かつ核兵器を破壊するという目的の達成を希求し、

1996年7月8日に出された「核兵器による威嚇と使用の合法性についての国際司法裁判所の勧告的意見」に想起し、

1. 「厳密で効果的な国際間理の下でのあらゆる分野にわたる核軍縮につながるような交渉を誠実に行い、完了させる義務がある」という国際司法裁判所の全員一致の結論の重要性を再び強調しながら確認する。

2. 核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移転、威嚇、使用を禁止し、その廃棄を規定するような「核兵器禁止条約(NWC)」の早期締結につながる交渉を1998年に開始することによって、すべての国がただちにこの義務を履行するように再び要求する。

3. 本決議の実現や核軍縮に関して取り組んだ努力や措置について、すべての国が事務総長に通知すること、また事務総長がその情報を第53国連総会に報告することを要請する。

4. 「核兵器による威嚇と使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」と題する項目を、第53総会(注:98年9月開会)の暫定議題に入れることを決定する。

においた表現であり、マレーシア決議案が日本政府がいうような、段階的なアプローチと決して矛盾するものではないことを明らかにしている。

問われる日本政府の態度

ニューヨークの「核政策に関する法律家委員会(LCNP)」からの情報によると、マレーシア決議案の第1委員会における採択は11月10~15日の週に、また総会における採択は12月初旬に行われる。日本がこれらの投票でどのような態度をとるかは、重要な意味をもっている。

前述したように、昨年棄権投票した西側諸国(日本を含む)とカナダなどのNATO内の軍縮派の投票行動が、NWCにつ

いての新しい国際的な流れを作るかどうかの鍵を握っている。被曝国日本の責任は重大である。

PCDSは、外務大臣に対してマレーシア案を支持するよう緊急要請文(5ページ下段参照)を送り、他の市民団体や関心ある議員にも同様な行動を呼びかけた。

下記のあて先に、「マレーシア決議案の支持」を多くの市民が訴えていただきたい。(梅林宏道) ●

要請先: 小渕恵三 外務大臣

篠塚 保 軍備管理軍縮課長

外務省電話(代表): 03-3580-3311

軍備管理軍縮課FAX: 03-3591-3613

すすむ核汚染、見捨てられる住民

最近届いたフランスとアメリカにおける核汚染に関する情報は、ほんの数例ながら、核汚染の恐ろしさを象徴的に表している。世界の各地で同様の汚染や被害が進行し、住民が見捨てられることを念頭におきながら、紙面の許す範囲で紹介する。

◆ラ・アーグ

フランスのラ・アーグ核再処理工場の話から始めよう。イギリス海峡に面したシェルブルー近くのラ・アーグのコメガ工場で、9月17日、フランス政府が急にパイプ・クリーニングを中止するという事態が起こった。工場周辺の海水中に認められる排水が、国際原子力安全協定に違反していることがわかつたからである。排水は始終イギリス海峡に放出されており、海の生物や食物連鎖、また南側の海岸への影響が懸念されている。「ニューヨーク・ウォッチ」のディ・マクドナルドによると、排出物の30%は工場周辺にとどまり、残り70%のうちの8~9割はイギリス海峡を通って北海に入り、18~20ヶ月以内にノルウェーの海岸に達するという。ラ・アーグ再処理工場から出た放射性粒子は、ロシアの北極地方やカナダでも発見されていることが報告されている。

またグリーンピースが9月25日明らかにしたところによると、ラ・アーグ核再処理工場の排水管周辺にいたカニに、ECの海産物規制値を超える高い放射能汚染が確認された。排水管付近で捕獲されたカニから、重大なレベルのセシウム137、コバルト60などの放射性同位元素が見つかったのである。ガンマ線については、1キログラム当たり1350ベクレルまで測定された。海産物に許されるECの安全基準における最大値は、1キログラム当たり600ベクレルである。排水管付近の海底の大規模な放射能汚染が海の生物にも及んでいることがはつきりしたのであり、汚染が食物連鎖の中に発見された以上、影響がずっと広がっていることは疑う余地がない、というのがグリーンピースの見解である。

◆オークリッジ

アメリカ、テネシー州オークリッジにある連邦政府の巨大な核施設の下流地域で、子どもたちの精神的、身体的な健康障害や学習障害が急速に増えているという報告がある。ローン郡の小学校で、学習障害をもつ子どもの数が1996年に1990年の2倍になり、白血病から注意力欠損障害にいたるさまざまな健康障害を持つ子どもの数は8人から123人に、精神薄弱の子どもの割合は、州全体での数字の4倍になった。住民たちは、過去四半世紀にわたって核兵器の部品をつくり続けてきたオークリッジの核施設から環境中にもれた有毒物質との関係を疑っている。実際に、一九九一年に施設内の焼却炉で、PCBの混入した放射性、有毒の廃棄物を燃やし始めた。さらに、ローン郡は、同じ頃に核廃棄物を燃やし始めた2つの民間企業の下流にも当たる。またローン郡と隣りのアンダーソン郡で数社が有毒の金属や化学薬品を数十年間も放出し続けたり、両郡でテネシー渓谷開発公社の石炭火力発電所が砒素や水銀や放射能の粒子を放し続けてきた。これらの汚染の合併と蓄積が前述のような被害を生みだしたと一部の住民は考え始めている。

◆見捨てられる住民

しかし、エネルギー省は、オークリッジ核施設の焼却炉は安全であると主張し、同地域の他の施設の経営者たちも有害な

レベルの放出は何もないと述べている。

ラ・アーグの核再処理工場においても、経営者が年1回発行する環境評価の報告書には工場周辺のカンに1キログラム当たり8ベクレル以上の汚染はないと書かれている。またグリーンピースが非難するのは、政府の正式な放射線防護機関であるOPRIが、住民を守るという責任を果たしていないことである。排水管の先端あたりの海底の放射能汚染が高いレベルであることをグリーンピースの調査が示しても、OPRIはカニ一匹を分析したのみであったし、カニの汚染値が経営者の報告書にあるよりもずっと高いことがわかつた後でもOPRIは何の対応もしなかった。

◆コダック社

核の汚染に関して住民がいかに見棄てられているかを示す顕著な例を挙げよう。1950年代のほとんどを通して、政府が大気圏核実験は健康を脅かさないと公衆を安心させる一方で、原子力委員会(当時)は、実験の都度、イーストマン・コダックほかのフィルム製造会社に対して、放射性降下物が製品を損なうことのないようにと通告を与えていたことが、民間の監視グループによる政府文書の調査で明らかになった。このことは業界内部の人々によっても確認された。経過は1950年代の初めに、使用前のフィルムが曇ってしまう原因がアメリカとロシアの大気圏核実験による放射性降下物にあることをつきとめたコダックが、原子力委員会に対して告訴すると脅し、それ以降の実験について通告をもらうという約束をとりつけたのであった。外国の実験も含めて放射能放出の通告を受けると会社は、ヨウ素131で汚染された可能性のあるトウモロコシの皮を原料とした材料(フィルム容器に使った)を数ヶ月間中止して放射能レベルが下がるのを待ったのである。ヨウ素131は人体に入ると甲状腺に集まり、ガンを引き起こす可能性があるが、住民には何も知らされなかった。

◆ラスベガス

1951年から63年の間に100回以上の地上での核実験が行われたネバダ核実験場とネリス空軍射爆場周辺で、ジム・シズズィールという大学院生が放射性降下物の調査を行った。実験から30年以上たった今でも、周辺のいくつもの街の家々の屋根裏から放射性降下物は発見されたが、彼を驚かせたのは、ラスベガスで、15軒の家から予想以上のプルトニウムが見つかったことである。これは、輸送中の事故時の「安全」を確かめる実験から出たものだと彼は考えた。この安全性テストは、地上で爆発させるが、核連鎖反応は起こさない。実験場の土の中にあったプルトニウムが風で再浮遊し、周辺地域に拡散したのである。

「ニューヨーク・ウォッチ」のディ・マクドナルドは、ラ・アーグ核再処理工場の排水の問題に関する次のように述べている。「これは今日の出来事というだけではない。放射性の粒子は分散はしても、消えることはなく、蓄積し続ける。1個の放射性粒子を摂取することによるガンの危険性というものが、現在私たちが未来のためにつくり続けている遺産ということになるのである」。(水野希代子) M

核兵器依存を強めるか

鍵をにぎる米国の行動

10月17日の『ワシントン・タイムズ』は西側4カ国の合同諜報委員会が作成したロシア軍事政策の秘密報告書を紹介した。それによると年内にも作成されるロシアの新軍事ドクトリンは、2005年までに陸軍を半減する一方、核兵器への依存を強めようとしている。それとは独立に、ロシアの専門家ソコフもロシア核政策が転機にあることを指摘し、世界の核軍縮の流れが台無しにならないために、緊急の対策が必要であると訴えている。

米国、イギリス、カナダ、オーストラリアの4カ国の諜報担当官で構成される合同諜報委員会は、10月1日、年内にも承認されようとしているロシアの新軍事ドクトリンについて秘密報告書をまとめた。『ワシントン・タイムズ』(10月17日)によると、2005年までに半減しようとしている陸軍の弱体化を補うために、新ドクトリンにおいては、局地戦争・地域戦争においても大戦争においても、核兵器使用が可能とされ、すでに始まっているロシアの核兵器への依存傾向がいっそう進行しようとしている。

それはちょうど60年代に通常戦力で劣るNATO(北大西洋条約機構)が、核戦力によってそれを補おうとした状況に類似している。「陸軍を軽量で移動性の高いものにして、核戦争で生き残りやすいものにするなど、核兵器に合わせて通常戦力を構成しよう」というものである。これは軍の改革などではなく、過去への逆もどりだ」という米政府関係者のコメントをワシントン・タイムズは紹介している。

ロシア軍部においても、この変化は軍事費を削減しなければならないという経済的な困難から出てきたもので、軍事的な改革にはほど遠いという受けとり方が強いと、秘密報告書は分析している。

現在、モントレイ国際研究所の客員研究員であり、旧ソ連のSTART I(第一次戦略兵器削減交渉)代表団の専門家の一人であったニコライ・ソコフも新ドクトリンにおいて核兵器依存が強化されようとしていることについて、同様な分析をおこなっている(米スチムソン・センター、<http://www.stimson.org/pdf/sokov2.pdf>)。ソコフによると、1993年に導入された核兵器の第一使用(ファースト・ユース)の項目が継続されるであろうし、核兵器の使用が許される状況がさらに拡大される可能性がある。つまり、核兵器以外の攻撃に対しても核兵器を使う(第一使用)シナリオが拡

大されるのである。

ロシア国内におけるこのような議論は、ロシア議会のSTART II批准問題と同様にNATOの拡大、米国のミサイル防衛政策の動向に強く影響をうけていることは言うまでもない。

● 戰術核の岐路

ソコフはまた、ロシアは戦術核兵器についての政策決定を迫られていると指摘している。NATO拡大によって戦術核兵器の意義について新しい関心が生まれているからである。航空機搭載の戦術核の数の増強、ブッシュ・ゴルバチョフ・イニシャチブを破る地上戦術核の復活、カリニングラードやペラルーシなど西部地域への戦術核配備などの選択肢がある。

しかも、戦術核弾頭の信頼性の寿命が期限にきている。2003年ごろには廃棄の時期を迎えており、したがって戦術核

の必要性が確認されたならば、ロシアは新弾頭の生産を開始しなければならない。その場合、削減や廃棄がもはや当面は困難となるであろう。

● STARTの岐路

START IIが、ロシアにとって不利な条約であるという認識は、多くの専門家が指摘するところである。たとえばジョン・ヒッペル(プリンストン大学、1993~94年にクリントン大統領の科学技術顧問)は次の4点を指摘する。

- (1) 戦略核弾頭3500発という上限は、ロシアにとって多すぎる。条約に合致するミサイルをこの数にするには新規製造が必要であり、間に合わない。
- (2) 米ロ関係が悪化したとき、米国は多弾頭化によってSTART Iレベルまで回復できるが、ロシアはできない。
- (3) 米国が弾道ミサイル防衛(NMD)配備

ロシア核兵器経済事情

給料遅配3~4ヶ月

原子力省の事業のなかで軍事部門(核兵器、原子力潜水艦)の占める財政割合は10%であり、残り90%が原子力発電など民生部門である。1985年には軍事部門が30%を占めていた。3分の1に減ったが、新しい仕事への転換は30~35%しか進行していない。

軍事部門では10ヶ所の秘密都市(立入禁止の都市)に約100万人が働いている。うち約30万人が原子力潜水艦部門である。軍事部門は基本的に政府予算で運用されている。96年の年頭には、政府資金が月ごとに支払われる計画であったが、12月1日現在で予算の50%しか支払われていない(ロシアの会計年は暦年と同じ)。そのため最悪の時期には給料の遅配が3~4ヶ月に達した。12月31日現在で予算の支払いは72%まで改善され、給料の遅配は1~1.5ヶ月まで回復した。

これらの資金は民間銀行の高金利の

クレジットから得ている。原子力省は6月と12月に合計9000億ルーブル(約180億円)を借金したが、6月のものは年利7割、12月のものは年利4.5割の利率である。したがって、97年の予算の多くの部分が、すでにこれらの元利の支払いのために使われることになる。

銀行からの借金のほかに、輸出活動によって収益をえて財源に当てている。iran、インド、中国などへの原子炉の輸出がある。輸出の収益は民生転換の資金となっている。しかし、民生転換が進まない(仕事が作れない)ので、軍事部門が必要な人員の2倍の人員を抱えており、その分の給料を払わなければならない。軍事部門の給料は96年12月で平均120万ルーブル(約24,000円)であり、民生部門の160万ルーブル(約32,000円)よりも低く、一般工業のみである。(1997年1月、ビクトル・ミハイロフ原子力相年頭会見より)④

に踏みきったとき、防衛網を突破するのに有効な多弾頭ICBMが失われる。

(4) NATO拡大によって、NATO核戦力が、いっそうロシアに近接して配備できるようになった。

これらの不安要因は、3月のヘルシンキ合意によって大幅に軽減されたことは事実である。しかし、ロシア議会の不信は残っている。

また一方で、START I の水準の戦略核を今後も維持することは経済的に困難であり、START II 以上の核弾頭の削減の必要性があることは、ほとんどの政治家が認めている。ソコフによると、このような状況下で、戦略核弾頭の「条約による削減ではなく一方的削減」を支持する機運が生まれている。

つまり、「リベラル派」とっては、START II の批准のために、好ましくない妥協を国内の保守派に対して行うよりは「条約によらない一方的削減」がのぞましいし、「保守派」とっては多弾頭ICBMを残した削減や将来の多弾頭化の権利を侵されない一方的削減によって、米国の

ミサイル防衛に対抗することがのぞまいのである。

短期的にみれば「一方的削減」が核軍縮を進めるように見えるが、それは誤りであろう。長期的にはこの状況はきわめて不安定なものであり、核軍縮の流れを破壊してしまうおそれがある。

●米国の責任/日本との関連

岐路に立っているロシアの核政策の将来に対して、突出した強国になった米国の責任は大きい。NATO拡大にしてもミサイル防衛システムの配備にしても、米国の独善的な行動が事態を悪化させてきた。10年にわたって積み重ねられてきた削減の潮流が台無しになるとすれば、米国はその責めを負わなければならないであろう。

ここでは日本との関連において、とくに戦術核兵器の動向について反核運動の課題を提起しておきたい。

米国がNATO配備している航空機搭載の核爆弾(本誌第49・50号参照)は、現在唯一外国領土に恒常に配備されて

いる核兵器であり、まず米国が一方的に撤去すべきであろう。そしてブッシュ・ゴルバチョフ・イニシャチブで一方的に行われている戦術核に関する政策(地上核全廃、平時の艦船・航空機からの撤去などを)を、検証をともなう法的拘束力のあるものとして安定化すべきである。

戦術核問題は、日本・朝鮮半島の東北アジア非核地帯化に直接的な影響をもっている。第一に、ロシアがこの非核地帯に核攻撃を加えないという議定書に参加するための条件が、戦術核についてのロシアの新ドクトリンに左右される。第二に、米国の戦術核の艦船・航空機への非搭載が法的拘束力のある政策になることによって、日本、韓国への核兵器もちこみの検証問題についての枠組みができることになる。

START II 以後の核兵器削減問題のなかでも、ようやく戦術核兵器への関心が生まれている。東北アジア非核地帯化と関係して、日本の反核運動が新たな関心をよせるべき時期である。(梅林宏道)⑥

PCDS要請文

マレーシア国連決議案への支持を 日本政府に求める

小渕恵三 外務大臣殿
篠塚 保 軍備管理軍縮課長殿

要請文

核兵器禁止条約(NWC)に至る交渉の98年開始を要求するマレーシア国連決議案への支持を求める

現在開会中の第52国連総会第1委員会に、10月31日、マレーシアを代表とする45カ国から「核兵器による威嚇とその使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見」(A/C.1/52/L.37)と題する決議草案が提出されました(英文と私たちの訳文を添付)。その中心的内容は「核兵器禁止条約の早期締結につながる交渉を1998年に開始する」というものです。

私たちは、この決議は「核兵器による威嚇や使用が原則的に国際法違反」というICJの歴史的な判断と「核兵器の完全廃棄にいたる交渉を行うという、すべての国に課せられた義務」という勧告的意見を実行に移そうとする、きわめて理にかなった提案であると考えます。

昨年に同様な決議文が出されたとき、私たちの要請にもかかわらず日本政府が「棄権」投票をしたことを、私たちはたいへんに残念に思います。今年こそ広島・長崎の被爆経験をもち核兵器の廃絶について人類への責任を負っている日本政府が、この決議文

に賛成することを求める

決議文の内容は、「核兵器の究極的廃絶」を求め、そのための「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」を主張している日本政府の方針と矛盾するものではありません。NWCは、核兵器廃絶への段階的なアプローチを系統的に示し、確実にす前進するためのものであります。昨年の決議文と比較して今年の草案はその点に配慮した表現が使われています。また、昨年棄権をした西側諸国への支持をえやすくするために、米ロの二国間核軍縮努力に一定の評価をするという配慮も行われています。

日本政府がこの提案を積極的に支持することは、地球的な核軍縮と不拡散におおきなはずみを与えるはずです。また、日本政府がこれまで国民感情とかけ離れた投票行動を国連において行ってきたことを改めるきっかけともなります。対人地雷禁止を行った「英断」が、ここでも求められています。

伝えられるところでは、マレーシア提案は今週中に第1委員会で、12月初旬に総会で採決される予定とされています。日本政府の緊急の行動を要請します。

1997年11月10日

PCDS国際コーディネーター 梅林宏道

自衛隊の海外活動の法的枠組み

[解説] 福好昌治

日米の防衛協力のための新ガイドラインが合意された。その内容、とくに「周辺事態」に対する日米の防衛協力の内容は、日本の憲法のみならず、ガイドラインの発生根拠である日米安保条約にも違反するおそれがある。その具体的な内容は、新しい立法措置(有事立法)をめぐる今後の議論によって決定される。

法律にもとづく自衛隊の海外での活動には、次のようなものがある。

(1) 自衛隊法第99条にもとづく海上自衛隊掃海部隊の派遣

91年にペルシャ湾に派遣された。

(2) 自衛隊法第100条の5にもとづく政府専用機の派遣

政府専用機B747・400の運航は航空自衛隊特別航空輸送隊(千歳)が担当している。運航開始は93年2月からで、海外任務運航は42回(97年8月15日現在)。

(3) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律および自衛隊法第100条の6にもとづく海外への災害派遣

陸上自衛隊は医療、空輸、給水を実施することになっており、92年から3ヶ月ごとに各方面部隊が交代で

今後の議論のために、自衛隊の海外活動に対する法的な枠組みが、現在どのようにになっているのかを整理しておく。現在の法的枠組み自身、大きな論争をよびながら憲法の精神が浸食されてゆくプロセスを物語るものであるが、現状における歯止めでもある。(編集部)

待機態勢をとっている。部隊と装備・物資の輸送は海上自衛隊の輸送艦、補給艦と航空自衛隊の輸送機によっておこなわれる。先遣隊は派遣命令後48時間以内に、主力部隊は5日以内に出発できるような態勢をとっている。現在までに派遣要請はない。

(4) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(PKO法)および自衛隊法第100条の7にもとづくPKOおよび人道的援助活動への派遣

PKOとしてカンボジア、モザンビーク、ゴラン高原に、人道的援助活動(ルワンダ難民支援)としてザイールに派遣されている。

(5) 自衛隊法第100条の8にもとづく在外邦人等の輸送

今までに発動事例はないが、

97年7月にカンボジアで政変が発生した際には、航空自衛隊のC-130輸送機3機がタイのウタパオ基地まで進出した。

とくに法律に明記されているわけではないが、自衛隊は米国での訓練を活発におこなっている。これには以下のようないわゆる「自衛隊の海外活動関連法」がある。

① 陸上自衛隊地対空ミサイル・ホーク部隊の実射訓練

64年より毎年実施、ニューメキシコ州マックグレゴア射場。

② 陸上自衛隊対戦車ヘリ部隊(92年より)、対戦車ミサイル部隊(93年より)、戦車部隊(96年より)の射撃訓練

毎年実施、ワシントン州ヤキマ演習場(93年まではハワイ州ポハクロア演習場)。

③ 陸上自衛隊地対艦ミサイル部隊の実

自衛隊の海外活動関連法

自衛隊法

第99条(機雷等の除去)

海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

第100条の5(国賓等の輸送)

長官は、国の機関から依頼があった場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者(次項において「国賓等」という。)の輸送を行うことができる。

2 自衛隊は、国賓等の輸送の用に主として供するための航空機を保有することができる。

第100条の6(国際緊急援助活動等)

長官は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律(注:いわゆる国際緊急援助法)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、隊員又は部隊等に同法第3条第2項各号に掲げ

る活動を行わせることができる。

第100条の7(国際平和協力業務の実施等)

長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(注:いわゆるPKO法)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、部隊等に国際協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施することができる。

第100条の8(在外邦人等の輸送)

長官は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があった場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、長官は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外

国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 前項の輸送は、第100条の5第2項の規定により保有する航空機により行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する空港施設の状況その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、その他の輸送の用に主として供するための航空機により行うことができる。

国際緊急援助法

第3条(関係行政機関との協議)

(略)

2 外務大臣は、前項の協議を行った場合において、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、自衛隊法第8条に規定する部隊等による次に掲げる活動につき協力を求めるため、防衛庁長官と協議を行う。

一 國際緊急援助活動

二 國際緊急援助活動を行う人員又は

射訓練

91年より毎年実施、カリフォルニア州ポイントマグー射場。
④海上自衛隊のリムパック(環太平洋合同演習)参加

80年より隔年ごとに参加。

⑤海上自衛隊P-3C哨戒機部隊のハイ派遣訓練

66年より毎年実施、ミサイル発射訓練等を実施。

⑥海上自衛隊護衛艦部隊のハイ派遣訓練

76年より毎年実施、ミサイル発射訓練等を実施。

⑦海上自衛隊敷設艦部隊のグアム派遣訓練

80年より毎年実施、電らん(海底ケーブル、すなわち海底固定聴音機網)の設置。

⑧航空自衛隊地対空ミサイル・ペトリオット部隊の実射訓練

63年より(89年まではナイキ)毎年実施、ニューメキシコ州マックグレゴア射場および同州ホワイトサンズ射場。

⑨航空自衛隊輸送機部隊の戦技競技会(エアリフト・ロデオ)等への参加

91年より毎年実施、アーカンソー州リトルロック空軍基地等。

⑩米空軍主催の演習コープ・サンダーへの参加

基地防空隊が96年より参加(95年はオブザーバー参加)、98年はF-15戦闘機部隊も参加予定。◎

当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送

PKO法

第3条(定義)

(略)

三 國際平和協力業務 國際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの及び人道的な国際救援活動のために実施される業務で次の又からしまでに掲げるもの(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。)であって、海外で行われるものという。

イ 武力紛争の停止の遵守状況の監視
又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視

ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生の防止のために設けられた地域における駐留及び巡回

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器(武器の部品を含む。ニにおいて同じ。)の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

国会レポート

衆議院(1997.9.29~10.9)

参議院(1997.9.29~10.9)

(作成:佐藤毅彦)

衆議院

9月29日(月)

[本会議]

●橋本龍太郎(総理大臣):所信表明演説

10月2日(木)

[本会議]

●坂口力(新進):①ガイドライン見直し—国会承認／周辺事態／後方支援と集団的自衛権:②国連機関等への日本の資金拠出:③日本の対ロシア政策

●金子満広(共産):ガイドライン見直し—日米安保条約上の根拠／自動参戦体制／周辺事態

●伊藤茂(社民):①ガイドライン見直し—周辺事態／国内法整備:②アジア新時代の平和戦略(アジア・ビジョン):③沖縄基地整理・縮小:④朝鮮半島緊張緩和政策

●羽田孜(太陽):ガイドライン見直し—アジア諸国への反応／国内法整備

10月7日(火)

[予算委員会]

●深谷隆司(自民):ガイドライン見直し—近隣諸国との理解／国民への啓蒙

●志位和夫(共産):ガイドライン見直し—日米安保条約との関係／台湾有事／米国が国際法に反した武力行使を行う場合と日本の対応

●上原康助(社民):①ガイドライン見直し—国会での議論の必要性:②沖縄基地問題—普天間基地移転

10月13日(月)

[予算委員会]

●小沢一郎(新進):ガイドライン見直し—法的位置付け／履行義務／周辺事態と武力行使／武

力行使を伴うPKOへの参加

●鳩山由紀夫(民主):①対人地雷全面禁止条約:②ガイドライン見直し—在日米軍基地縮小問題との関係

●木島日出夫(共産):ガイドライン見直し—周辺事態と民間人への協力強制／防衛庁の「指針見直し関連法整備の方向性について」／安保条約上の米軍の民間空港・港湾排他的使用権限／日米両国の財政負担割合

●上原康助(社民):①対北朝鮮政策:②対人地雷全面禁止条約:③沖縄基地問題—普天間基地移転／沖縄基地問題と振興策

参議院

9月29日(月)

[本会議]

●橋本龍太郎(総理大臣):所信表明演説
[沖縄及び北方問題に関する特別委員会]

●小渕恵三(外務大臣):就任挨拶

●小里貞利(総務府長官):就任挨拶

●鈴木宗男(沖縄開発庁長官):就任挨拶

●熊代昭彦(総務政務次官):就任挨拶

●嘉数知賢(沖縄開発政務次官):就任挨拶

10月14日(火)

[予算委員会]

●浜四津敏子(平成):①対人地雷全面禁止条約:②ガイドライン見直し—国会承認／日米安保条約との関係

●野村五男(自民):対北朝鮮政策—日本人妻

●竹村泰子(民緑):アジア歴史資料センター

●照屋寛徳(社民):沖縄基地問題

●筆坂秀世(共産):ガイドライン見直し—中国側の理解／96年3月の「台湾危機」と自衛隊の対応／米軍への情報提供(戦時無線通信取締規則案)

10月16日(木)

[内閣委員会]

●久間章生(防衛府長官):就任挨拶

●板垣正(自民):川崎重工岐阜工場、東富士演習場、陸上自衛隊富士学校視察報告

◇◇◆◇◇

送、保管(備蓄を含む。)、通信、建設
又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

レ イからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

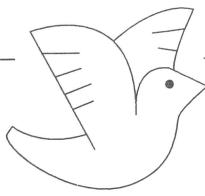
第6条(実施計画)

(略)

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第3条第3号イからヘまでに掲げる業務、同号ヌからタまでに掲げる業務又はこれららの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適當であると認められるもののうちから、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

附則第2条(自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例)

自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であつて第3条第3号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、別に法律で定める日までの間は、これを実施しない。



ピースデボ(平和資料協同組合)

設立総会案内

下記のとおりピースデポの設立総会を開催いたしますので、ご案内いたします。すでに会員登録をなさった方には、議案が送付されました。みなさんの積極的な出席と発言をお待ちしています。とくに事業計画については、会員や助言者の方々の創意が集まることこそが、ピースデポの発展の原動力となります。

なお、総会当日も会場で入会の受付をしますので手続きの済んでいない方もご参加下さい。また、表決に加われませんが、傍聴は自由ですので、関心のある方はご参加ください。

議 事 場 所	開 会 場 所	日 時 受付開始 午後〇時三〇分	かながわ労働プラザ多目的ホールA (地図・別紙国際フォーラム案内参照)
(一) 経過報告	(一) 議長・書記・議事録署名人の選出	(二) 議案討議と採択	（三）議案討議と採択
（四）助言者紹介	（五）新役員あいさつとスタッフ紹介	（六）議案提出・資金寄付・年会費規定	（七）議案提出・資金寄付・年会費規定
（八）休憩	（九）第三議案・役員（理事、監事）選出	（十）第一議案・定款および会議運営規定	（十一）第一議案・定款および会議運営規定
（十一）新役員紹介	（十二）新役員紹介	（十三）閉会式	（十四）閉会式

このあと国際フォーラム力ではなく対話を一
アジア太平洋地域安全保障におけるNGO
の役割」が続きます。

以
上

卷之三

1997.10.6~11.5

(作成: 笠本丘生)

CIA=米中央情報局/CWC=化学兵器禁止条約/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NPT=核不拡散条約/NWC=核兵器禁止条約/NZ=ニュージーランド/START=戦略兵器削減条約/UNSCOM=国連大量破壊兵器廃棄特別委員会/WP=ワシントン・ポスト

- 10月6日付 ケネディ大統領がキューバ危機に際し、核戦争想定しながら国家安全保障会議幹部らと交わした議論などの全容公開。米誌タイム。
- 10月6日付 世界教会協議会、1969年～96年のムルロア核実験場で雇われた現地住民の一割が雇用時18歳以下、などとする報告書発表。
- 10月6日 金正日書記掲載紙投棄問題で中断の軽水炉工事、北朝鮮側が作業を再開。
- 10月8日 米国防総省、10月末の江・中国国家主席訪米の際、両国が核兵器の安全管理での協力で合意との見通し明かす。
- 10月6日付 広島市、平和記念資料館で保管の被爆資料の図録づくりに着手。数百点選んで内外

に紹介する予定。図録作成ははじめて。

- 10月9日 原子力委員会の高速増殖炉懇談会、高速増殖炉実用化の大幅見直し盛り込んだ最終報告書案了承。
 - 10月10日 NZ、ボルジャー首相が10月27日に仏公式訪問と発表。仮核実験で悪化した両国の関係正常化へ。
 - 10月15日 米国務省、月末の米中首脳会談で、原子力平和利用協定凍結解除の条件に、対イラン核関連技術輸出全面禁止の公式声明発表を中国に要求と明かす。
 - 10月17日 米国務省ロス次官補、講演で、対イラン核関連技術輸出全面禁止の公式声明発表での中国合意を示唆。
 - 10月21日 中国外務省、対イラン核協力について、「イラン含め、どの国にも核兵器、核関連技術を渡したことはない。将来もありえぬ」と言明。
 - 10月21日 北朝鮮から韓国への亡命元軍人ら、米上院の公聴会で、北朝鮮が2~3発の核弾頭と毒ガス生産・保有と証言。
 - 10月23日 仏ピエレ蔵相付産業担当相、運転停止中の高速増殖炉スーパーフェニックスについて、再稼働せず即座に廃止の方針強く示唆。
 - 10月24日 創価学会中国青年部、NWC締結を国連総会と核保有国に求める署名運動開始。中国5県で100万人めざす。核廃絶2000との共同行動。
 - 10月26日 長崎市など主催の「市民のつどい」で吉永小百合氏、長崎の原爆詩をはじめて朗読。
 - 10月27日付 核不拡散問題での米中両国合意

に対し米上院指導者、時機尚早と反対表明。中国
が抗戦連邦側をばの好（イニ）輸出継続申し指摘

- 核開発技術などの対立構造と競争中に拘泥。
 - 10月27日付 韓国・故朴大統領が85年目標に核兵器開発計画推進。76年初頭から、開発中の原子炉を通じプロトニウム抽出試みる。中央日報。
 - 10月27日 米国務省、ロが米政府の許可得ぬIBM製スパコン入手、核兵器性能向上の研究に利用との事実つかみ、入手経路など調査開始と発表。
 - 10月28日 スパコン購入違法疑惑問題でロ、購入は合法的と批判。スパコンは核兵器の安全性と信頼性高める研究に使用と言明。
 - 10月29日 江沢民・クリントン、米中首脳共同声明。原子力平和利用協力協定の凍結解除。核・ミサイル技術の不拡散順守など。
 - 10月29日 中国の対イラン核技術協力停止確約でイラン国営放送、「中国は世界の大國としての信用失う」と非難。
 - 10月29日 イラク、大量破壊兵器廃棄に関する国連査察協力への凍結行わぬとの声明発表。査察団への米国人の参加は拒否。
 - 10月30日 中国、軍需産業製品、技術の輸出管理強化ねらい「中華人民共和国軍品輸出管理条例」制定、98年1月1日より施行と発表。
 - 10月30日 米国務省、米中首脳会談で合意の原子力平和利用協定履行に関し、対イラン核協力中止が守られぬ場合は再凍結ありえると警告。
 - 10月30日 パリ特別重罪裁判所、旧ソ連に核実験などの機密売却した仏原子力庁元職員に禁固9年の刑。
 - 10月31日 ロ下院、CWCを賛成288、反対75、棄権2で承認。今後、上院の承認と大統領の署名をへて批准。
 - 10月31日 KEDO理事国、日本で会合。韓国電力公社の見積もりもとに総費用内定。金額明かさず。11月下旬に米国で最終決定。
 - 10月31日 米会計検査院、ロスマロスなど核研究行う3国立研究所の、外国人訪問者に対する機密管理がざさんと警告。事前の身元確認は16%。
 - 11月3日 イラクがUNSCOMの米国人査察官の対象地域入場を拒否、査察作業中止。米政府、武力制裁含む「断固たる措置」示唆。
 - 11月4日 8月の地震波観測によるロ核爆発実験疑惑でCIA、地震は核実験が原因ではないと結論。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000- (6ヶ月
¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加しました。

照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(平和資料協同組合)、水野希代子(PCDS)、飯田治子(平和資料協同組合)、中田眞理子(平和資料協同組合)、福好昌治、佐藤毅彦、アラン・ウエア(核政策に関する法律家委員会、米国)、梅林宏道